

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

| 規 則 | ペ ー ジ |
|--|-------|
| 秋田県行政組織規則の一部を改正する規則(五八・総務課)..... | 1 |
| 秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則(五九・総務課)..... | 6 |
| 秋田県財務規則の一部を改正する規則(六〇・財政課)..... | 7 |
| 訓 令 | |
| 許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令(八・総務課)..... | 11 |
| 秋田県公印取扱規程及び秋田県行政文書管理規程の一部を改正する訓令(九・総務課)..... | 19 |
| 秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令(一〇・人事課)..... | 19 |

規 則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

秋田県規則第五十八号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則(昭和五十六年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条の十三」を「第十五条の十一」に、「障害者相談センター」を「福祉相談センター」に、「第四十五款 地域農業改良普及センター(第三百三十一条・第三百三十二条)」を「第四十五款 削除」に、「第六十六款の二 シンガポール事 第六十七款 企業支援センター」

務所(第九十五条の二・第九十五条の三)を「第六十七款 シンガポール事務

第九十六款 第九十八款)に改める。

第三條第一項の表健康福祉部の項中「国保医療指導室」を削り、同表産業経済労働

部の項中「マーケティング室」を削る。

第五條第一項総務課の項中第二十六号を削り、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号を削り、第二十九号を第二十七号とし、第三十号を第二十八号とし、第三十一号を第二十九号とし、同項秘書課の項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 知事会等との連絡調整に関すること。
 第五條第一項秘書課の項に次の三号を加える。

八 県政の課題についての調査及び情報の提供等に関すること。

九 県人会に関すること。

十 東京事務所に関すること。

第五條第一項総合防災課の項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関すること。

第六條第一項総合政策課の項第二号中「知事会」を削り、同項総合政策課の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 地域振興局に関すること(地域振興局庁舎の管理に関するものを除く)。

第六條第一項市町村課の項第一号中「の指導」を「に係る助言等」に改め、同項市町村課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、同項情報企画課の項第四号中「財務会計等」を「統計調査等」に改め、同条第二項中「第十四号」を「第十二号」に改める。

第七條第一項福祉政策課の項中第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 福祉相談センターに関すること。

第七條第一項障害福祉課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同項子育て支援課の項第六号中「保護更正」を「福祉」に改め、同項子育て支援課の項中第十四号を第十五号とし、第七号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。

第七條第二項を削る。

第八條県民文化政策課の項第七号中「振興」の下に「及び余暇活動の促進」を加え、同項中第二十二号を第二十四号とし、第十号から第二十一号までを二号ずつ繰り

下げ、第九号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 地域づくり活動の推進に関すること(他の所管に属するものを除く。)
第八条県民文化政策課の項第八号中「余暇活動及び」を削り、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 県民運動の推進に関する事
第八条男女共同参画課の項第四号中「登用」を「参画」に改め、同条環境整備課の項第四号中「浄化槽」の下に「の維持管理に係る指導等」を加える。

第九条第一項流通経済課の項第十五号を第十六号とし、第四号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項流通経済課の項第三号中「及び果樹」を「果樹及び花き」に改め、同号を同項流通経済課の項第四号とし、同項流通経済課の項第一号の次に次の一号を加える。

三 食文化の振興及び食育の推進に関する事(他の所管に属するものを除く。)

第九条第一項農畜産振興課の項第二号中「改良普及」を「普及指導」に改め、同項農畜産振興課の項第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げ、同項農地整備課の項第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、同項農地整備課の項第十二号中「圃場整備事業」を「ほ場整備事業」に改め、同号を同項農地整備課の項第十三号とし、同項農地整備課の項第十一号を第十二号とし、第一号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項農地整備課の項に第一号として次の一号を加える。

一 農業農村整備事業の企画及び調整に関する事

第九条第一項水産漁港課の項第三号中「改良普及」を「普及指導」に改め、同項水産漁港課の項第四号中「流通」を「加工、流通」に改め、同項水産漁港課の項第十一号中「小型船舶の船籍及び」を「小型漁船の」に改め、同項森林整備課の項第八号中「駆除」を「捕獲」に改める。

第十一条第一項産業経済政策課の項第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 地域総合整備資金に関する事

第十一条第一項産業経済政策課の項第二十号を第二十二号とし、第十三号から第十九号までを二号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の二号を加える。

十三 伝統的工芸品産業の振興に関する事

十四 県産品の販路拡大に関する事

第十一条第一項商工業振興課の項第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 中小企業設備導入助成資金に関する事

第十一条第一項商工業振興課の項第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、同項観光課の項第九号を削り、同項観光課の項第十号中「水族館の建設」を「男鹿水族館」に改め、同号を同項観光課の項第九号とし、同項観光課の項第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第十二条建設交通政策課の項第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 公共事業の一元化の推進に関する事

第十二条都市計画課の項第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 景観の形成に関する事(他の所管に属するものを除く。)

第十二条下水道課の項第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 浄化槽の整備に関する事

第十三条管財課の項第七号中「附属物を含む。以下この条」を「附属物を含む。次号」に、「営繕を含む。以下この条」を「営繕を含む。次号及び第十一号」に改め、同項第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 地域振興局庁舎(敷地及び附属物を含む。)の管理に関する事

第十四条の見出しを削り、同条第一項の表秋田県麻薬中毒審査会の項の次に次のように加える。

| | | | |
|----------|--|-------|-------|
| 秋田県薬事審議会 | 薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)第三条第一項の規定による薬事に関する事務に関する重要事項の調査審議に関する事務 | 健康福祉部 | 医務薬事課 |
|----------|--|-------|-------|

第十四条第一項の表秋田県消費生活審議会の項中「調査審議等」を「調査審議、同条例第二十五条第一項の規定による消費者等からの苦情に関するあつせん及び調停並びに同条例第二十六条第五号の規定による訴訟の援助に関する認定」に改め、同表秋田県消費者苦情処理委員会の項を削る。

第十五条の見出しを削り、同条中「障害者相談センター」を「福祉相談センター」に改め、「地域農業改良普及センター」及び「企業支援センター」を削る。

第十五条の四第四項を削り、同条第三項の表を次のように改める。

| | | |
|------------------------|----------------|--------------------|
| 秋田県北秋田地域振興局大館地区総合事務所 | 名 称 | 位 置 |
| 秋田県北秋田地域振興局仙北平野農村整備事務所 | 大館市片山町三丁目十四番五号 | 大館市大曲日の出町一丁目四番二十二号 |

3 第十五条の四第三項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
 次の表の上欄に掲げる地域振興局の部に当該中欄に掲げる事務所を置き、その位置は、当該下欄に定めるとおりとする。

| | | |
|-------------|---------------|-------------------------|
| 北秋田地域振興局建設部 | 早口ダム管理事務所 | 北秋田郡田代町早口字大割沢一番地 |
| | 山瀬ダム管理事務所 | 北秋田郡田代町岩瀬字大川目元渡四番地の百九十八 |
| 山本地域振興局建設部 | 秋形・森吉ダム管理事務所 | 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林 |
| | 素波里・水沢ダム管理事務所 | 山本郡藤里町粕毛字鹿瀬内沢国有林 |
| 秋田地域振興局農林部 | 八郎潟基幹施設管理事務所 | 南秋田郡大潟村字西野百九十番地の一 |
| 秋田地域振興局建設部 | 旭川ダム管理事務所 | 秋田市仁別字マンタラメ百十五番地の六 |
| | 岩見ダム管理事務所 | 秋田市河辺三内字財の神国有林 |
| 仙北地域振興局建設部 | 鎧畑ダム管理事務所 | 仙北郡田沢湖町田沢字中山四十四番地の七 |

| | | |
|--------------|-----------------|-------------------|
| 雄勝地域振興局建設部 | 協和ダム管理事務所 | 大仙市協和船岡字大川前八番地 |
| 平鹿地域振興局建設部 | 大松川ダム管理事務所 | 平鹿郡山内村大松川字木戸口六十番地 |
| 皆瀬・板戸ダム管理事務所 | 湯沢市皆瀬字小貝淵十一番地の二 | |

4 前項の事務所に出張所を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

| | |
|---------------------------------|------------------|
| 秋田県北秋田地域振興局建設部秋形・森吉ダム管理事務所森吉出張所 | 北秋田市森吉字砂子沢下岱七十番地 |
| 秋田県山本地域振興局建設部素波里・水沢ダム管理事務所水沢出張所 | 山本郡峰浜村水沢字水沢山十三番地 |

第十五条の五第四項を同条第五項とし、同条第三項中「所掌しない」を「所掌しない」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 北秋田地域振興局地域企画課においては、第一項地域企画課の項第十七号に掲げる事務は、所掌しないものとする。

第十五条の七第一項企画福祉課の項第七号中「の決定及び実施」を削り、同項企画福祉課の項第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同項企画福祉課の項第十一号中「老人」を「高齢者」に改め、同号を同項企画福祉課の項第十号とし、同項企画福祉課の項第十二号を第十一号とし、第十三号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、第十七号を削り、第十八号を第十六号とし、第十九号から第二十六号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項企画福祉課の項第二十六号」を「前項企画福祉課の項第二十四号」に改める。

第十五条の八の見出し及び同条第一項中「地域振興局農林部各課」を「地域振興局農林部各課所」に改め、同項普及指導課の項第一号中「その所属の改良普及員の行う」を削り、「第十四条の二第五項の事務の連絡調整」を「第八条第二項各号に掲げ

る事務並びに普及指導員がこれらの事務を行うことにより得られた知見の集約」に改め、同項普及指導課の項第三号中「第十四条第一項第五号」を「第七条第一項第五号」に改め、同項普及指導課の項第四号を削り、同項に次のように加える。

八郎潟基幹施設管理事務所

一 八郎潟干拓事業により造成された防潮水門、排水機場等の基幹施設の管理運営に関する事。

二 大潟土地改良区の受託土地改良財産の管理指導に関する事。

第十五条の八第二項中「漁港整備事業及び沿岸漁場整備開発事業並びに」を「漁港整備事業及び」に改め、同条第三項を削り、第四項を第三項とする。

第十五条の九の見出し及び同条第一項中「地域振興局建設部各課」を「地域振興局建設部各課所」に改め、同項企画道路課の項第十三号を削り、同項河川砂防課の項の次に次のように加える。

ダム管理事務所

ダムの維持管理に関する事。

第十五条の十に次の一号を加える。

四 第十五条の五第一項地域企画課の項第十七号に掲げる事務

第十五条の十一を削り、第十五条の十二を第十五条の十一とし、第十五条の十三を削る。

第十六条中「その他」を、「古文書その他」に改める。

第十九条の三総務課の項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 県政の課題についての調査並びに情報の収集及び提供に関する事。

第三十一条中「特別障害者手当及び障害児福祉手当の支給に関する」を「次の」に改め、同条に次の各号を加える。

一 民生委員及び児童委員に関する事。

二 特別障害者手当、障害児福祉手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支給に関する事。

三 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付けに関する事。

四 要保護女子の福祉に関する事。

五 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する事。

第三十二条の表秋田県北鹿福祉事務所の項中「秋田県北鹿福祉事務所」を「秋田県北福祉事務所」に、「大館市」を「大館市 北秋田市」に改め、「のうち比内町及び田代町」を削り、同表秋田県鷹巣阿仁福祉事務所の項を削り、同表秋田県平鹿福祉事務所の項を次のように改める。

秋田県南福祉事務所

横手市 湯沢市 平鹿郡 雄勝郡

第三十二条の表秋田県雄勝福祉事務所の項を削る。

第三十七条の表中「鷹巣保健所」を「北秋田保健所」に、「本荘保健所」を「由利本荘保健所」に、「大曲保健所」を「大仙保健所」に改める。

「第九款 障害者相談センター」を「第九款 福祉相談センター」に改める。

第四十一条中「障害者相談センター」を「福祉相談センター」に改め、同条に次の五号を加える。

八 高齢者の福祉についての相談に関する事。

九 精神保健及び精神障害者の福祉についての相談に関する事。

十 児童及び妊産婦の福祉についての相談に関する事。

十一 要保護女子の福祉についての相談に関する事。

十二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の福祉についての相談に関する事。

第四十二条中「障害者相談センターの」を「福祉相談センターの」に改め、同条の表中「秋田県障害者相談センター」を「秋田県福祉相談センター」に、「新屋下川原町二番三号」を「中通二丁目一番五十一号」に改める。

第五十九条中「第十五条の二」を「第十二条」に改め、「一時保護」の下に「(中) 中央児童相談所に限る。」を加える。

第六十一条を次のように改める。

第六十一条 削除

第二章第三節第四十五款を次のように改める。

第四十五款 削除

第三百三十一条から第三百三十四条まで 削除

第三百三十七条中「作物部」を「作物部 原種生産部」に改め、「生物工学部」を削る。

第三百三十八条技術普及部の項第一号中「農業の改良普及」を「協同農業普及事業」に改め、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 普及指導員の研修に関する事。

第三百三十八条作物部の項第四号を削り、同項の次に次のように加える。
原種生産部

水稲及び畑作物の原原種及び原種の生産等に関する事。

第三百三十八条野菜・花き部の項に次の一号を加える。

五 ウイルスフリー種苗その他の優良種苗の作出に関する事。

第三百三十八条生物工學部の項を削る。

第百六十六条の表中「十六番地」を「八番地の四」に改める。

「第六十七款 企業支援センター」を削る。

第百九十六条及び第百九十七条を削り、第百九十五条の三を第百九十七条とし、第百九十五条の二を第百九十六条とする。

第二章第三節第六十六款の二を同節第六十七款とする。

第百四十四条の表秋田県立大曲技術専門校の項中「大曲住吉町二番六号」を「大曲川原町一番三十号」に改め、同表秋田県立横手技術専門校の項を削る。

第二百五五条を次のように改める。

第二百五五条 削除

第百四十五条第二項の表中第四十号を削り、第四十一号を第四十号とし、第四十二号から第五十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項の表第三号中「地域農業改良普及センター」を削り、同表中第四十三号を第四十九号とし、第四十号から第四十二号までを六号ずつ繰り下げ、第三十九号を第四十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

| | | | |
|-----|------|------|------------------------------|
| 四十五 | 学芸主事 | 公文書館 | 上司の命を受けて、学芸に関する専門的な事務をつかさどる。 |
|-----|------|------|------------------------------|

第百四十五条第三項の表中第三十八号を第四十三号とし、第三十五号から第三十七号までを五号ずつ繰り下げ、同表第三十四号中「障害者相談センター」を「福祉相談センター」に改め、同号を同表第三十九号とし、同表第三十三号中「障害者相談センター」を「福祉相談センター」に改め、同号を同表第三十八号とし、同表中第三十二号を第三十七号とし、第三十一号を第三十六号とし、第三十号を第三十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

| | | | |
|-----|----------|--------|-------------------------------------|
| 三十五 | 子育て促進専門員 | 子育て支援課 | 上司の命を受けて、企業の子育て支援対策の促進に関する事務をつかさどる。 |
|-----|----------|--------|-------------------------------------|

第百四十五条第三項の表中第二十九号を第三十三号とし、第二十八号を第三十二号とし、第二十七号を第三十一号とし、第二十五号及び第二十六号を削り、第二十四号を第二十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

| | | | |
|----|-------|-----|--|
| 三十 | 首席専門員 | 課所等 | 上司の命を受けて、特に高度かつ専門的な知識又は技術を必要とする業務に関する事務を |
|----|-------|-----|--|

つかさどる。

第百四十五条第三項の表中第二十三号を第二十八号とし、第二十二号を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

| | | | |
|-----|------|--------|--|
| 二十七 | 副学院長 | 衛生看護学院 | 学院長を補佐し、学院長に事故があるとき又は学院長が欠けたときは、その職務を代理する。 |
|-----|------|--------|--|

第百四十五条第三項の表中第二十一号を第二十五号とし、第十八号から第二十号までを四号ずつ繰り下げ、第十七号を第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

| | | | |
|-----|---------|-------|---|
| 二十一 | 危機管理専門員 | 総合防災課 | 上司の命を受けて、危機管理に関する重要事項の企画、調査等に関する事務をつかさどる。 |
|-----|---------|-------|---|

第百四十五条第三項の表中第十六号を第十九号とし、第十五号を第十八号とし、第十四号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

| | | | |
|----|-------|-----|--------------------------------------|
| 十七 | 報道専門員 | 秘書課 | 上司の命を受けて、県政の課題についての調査及び情報の提供等をつかさどる。 |
|----|-------|-----|--------------------------------------|

第百四十五条第三項の表中第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、同表第十号中「産業経済政策課マーケティング室」を「商工業振興課」に改め、同号を同表第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

| | | | |
|----|-----|-------|--|
| 十三 | 企画監 | 東京事務所 | 上司の命を受けて、県政の課題についての調査並びに情報の収集及び提供をつかさどる。 |
|----|-----|-------|--|

第百四十五条第三項の表中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

| | | | |
|---|-----|-----|--|
| 八 | 報道監 | 秘書課 | 上司の命を受けて、県政の課題についての調査及び情報の提供並びにこれらについての各 |
|---|-----|-----|--|

推進に関する事務

二 組織規則第九条第一項流通経済課の項第三号に掲げる事務のうち、地域の食文化の伝承及び健全な食生活に係る知識の普及に関する事務

第八条 活き活き物産応援チームは、次に掲げる事務を分掌する。

一 組織規則第十一条第一項産業経済政策課の項第十二号に掲げる事務のうち、民間事業者の新たな事業の分野への進出の促進に関する事務

二 組織規則第十一条第一項産業経済政策課の項第十三号及び第十四号に掲げる事務のうち、民間事業者の県外及び海外への製品の販売の促進に関する事務

第九条中、「第十二条建設交通政策課の項第九号」を、「第十二条建設交通政策課の項第十号」に改める。

第十条第一項の表中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

秋田県規則第六十号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十三号中、「あつては各総務班長」の下に、「及び各経理班長」を加える。

第六条第八項中、「第三条第一号」を、「第三条第一項第一号」に改める。

第八条中、「の各号」を削り、同条第一号中、「第六号」を、「第五号」に改め、同条第二号中、「から第五号まで」を、「及び第四号」に改め、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第八条の二第二項中、「から第四号まで」及び第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、同条第七項中、「図書館長」を、「生涯学習センター所長」に、「図書館の副館長」を、「生涯学習センターの副所長」に改め、同条第九項の表中、「（生物工学部を除く。）」及び「農業試験場（生物工学部に限る。）」の項を削る。

第八条の三第三項中、「図書館」を、「生涯学習センター」に改め、同条第四項の表農業試験場企画管理部勤務を兼ねて命じられた農業研修センターの総務班長の項を削る。

（公表）
第百七十一条の二 令第百六十七条の二第一項第三号及び第四号の規則で定める手続は、次に定めるとおりとする。
一 県公報への掲載、インターネットの利用その他の方法により、契約の発注の見

り、同表中

図書館総務班長、近代美術館総務班長、博物館総務班長
副館長

| | |
|-------------------|-----|
| 近代美術館総務班長、博物館総務班長 | 副館長 |
| 生涯学習センター総務班長 | 副所長 |

に、「、図書

館」を、「生涯学習センター」に改める。

第四十五条第二項第一号(六)を次のように改める。

(六) 職業能力開発学校の授業料及び職業訓練費用収入

第七十二条第一項第一号(六)中、「スポーツ会館使用料」を削り、同号(七)を削り、(七)を(六)とし、(六)を(五)とし、(五)を(四)とし、(四)を(三)とし、(三)を(二)とし、(二)を(一)とし、(一)を(六)とし、(六)を(五)とし、(五)を(四)とし、(四)を(三)とし、(三)を(二)とし、(二)を(一)とする。

第八十七条第二項中「代えて」の下に、「職員の公務のための旅行に係る事務を処理するための電子情報処理組織を使用して作成し、かつ」を加え、「職員の公務のための旅行に係る事務を処理するための電子情報処理組織を使用して作成される」を「電子計算機による情報処理の用に供される」に改める。

第百六十四条の見出しを、「（入札書等の提出）」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、入札しようとする者をして、指定する日時までに、入札に係る事務を処理するための電子情報処理組織を使用して作成し、かつ、同項の入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出させることができる。この場合において、当該電磁的記録は、契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに提出されたものとみなす。

第百六十七条中、「又は書面」を、「により、又は書面若しくは電磁的記録」に改める。

第百七十一条の二を第百七十一条の三とし、第百七十一条の次に次の一条を加える。

（公表）
第百七十一条の二 令第百六十七条の二第一項第三号及び第四号の規則で定める手続は、次に定めるとおりとする。

一 県公報への掲載、インターネットの利用その他の方法により、契約の発注の見

る。

第百七十一条の二 令第百六十七条の二第一項第三号及び第四号の規則で定める手続は、次に定めるとおりとする。

通しを公表すること。

二 見積書の提出期限の前日から起算して十日前(急を要する場合にあつては、五日前)までに、前号に定める方法により、次に掲げる事項について公表すること。

(一) 買入れをする物品又は提供を受ける役務の仕様その他の明細

(二) 契約に関する事務を担当する部局又は地方公所の名称及び所在地

(三) 契約の相手方に必要な資格

(四) 契約の相手方の決定方法

(五) 見積書の提出方法

(六) (一)から(五)までに掲げるもののほか、契約担当者が必要と認める事項

三 契約の相手方を決定した日の翌日から起算して七十二日以内に、第一号に定める方法により、次に掲げる事項について公表すること。

(一) 契約に係る物品又は役務の名称及び数量

(二) 契約に関する事務を担当する部局又は地方公所の名称及び所在地

(三) 契約の相手方を決定した日

(四) 契約の相手方の住所及び氏名又は名称

(五) 契約金額

(六) 契約の相手方の決定理由

(七) (一)から(六)までに掲げるもののほか、契約担当者が必要と認める事項

第七百七十三条の六第五項中、「に入札書」の下に、「(第六百六十四条第二項の電磁的記録を含む。)」を加える。

第二百四十六条中、「の各号」を削り、同条第二号中、「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済負担金」の下に、「及び給付金」を加える。

第三百二十条第二項第一号を次のように改める。

一 登記事項証明書

第三百二十五条中、「の各号」を削り、同条第四号中、「財産台帳の」を、「公有財産台帳の記録事項又は」に改める。

第三百二十六条の二第二項第二号を次のように改める。

二 登記事項証明書

第三百三十条の六第二項第三号中、「登記簿抄本」を、「登記事項証明書」に改める。

第三百三十一条第二項第四号中、「住民票謄本(法人の場合)、登記簿抄本」を、「住民票の抄本(法人にあつては、登記事項証明書)」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中、「登記簿謄本」を、「登記事項証明書」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 本籍地の市町村長が発行する身分証明書

第三百三十二条第一項中、「の各号」を削り、同項第一号中、「登記簿謄本、」を、「登記事項証明書」に改め、同条第二項中、「より、」を、「よる」に改め、「各号」の下に「のいずれか」を加え、「年六・二パーセント」を、「年六・二パーセント」に改める。

第三百三十五条第三項中、「登記簿謄本」を、「登記事項証明書」に、「その他」を「、その他」に改める。

第三百三十六条中、「について、」を、「のうち建物及び工作物については一年ごとに、その他については」に改める。

第三百三十九条中、「すみやかに」を、「速やかに」に改め、「の各号」を削り、同条第三号中、「登記簿謄本」を、「登記事項証明書」に改める。

第三百三十九条の二中、「すみやかに」を、「速やかに」に改め、「の各号」を削り、同条第二号中、「登記簿謄本」を、「登記事項証明書」に改める。

第三百四十七条中、「総合職業訓練センター」を削る。

別表第一企画振興部の項中、「コミュニティ活動推進チームリーダー」を削り、同表健康福祉部の項中、「国保医療指導室長」を、「高齢者健康づくり推進チームリーダー」に改め、同表生活環境文化部の項中、「環境あきたアクションチームリーダー」を、「安全・安心まちづくりチームリーダー」に改め、同表農林水産部の項中、「各室長」を「各室長

」に改め、同表産業経済労働部の項中、「企業支援食の国あきた推進チームリーダー」

」に改め、同表雇用対策室長

センター所長」を削り、「各チームリーダー」を「活き活き物産応援チームリーダー」に改める。

別表第二健康福祉部長の項中、「障害者相談センター」を、「福祉相談センター」に改め、「児童相談所の支所」を削り、同表教育長の項中、「教育事務所出張所」の下に「、スポーツ科学センター」を加える。

別表第二の二第六十一号から第六十三号までを次のように改める。

六十一 配置従事者身分証明書交付手数料

六十二 配置従事者身分証明書書換え交付手数料

六十三 配置従事者身分証明書再交付手数料

別表第二の二第六十三号の二の次に次の一号を加える。
可更新申請手数料
別表第二の二第六十四号中、「又は医薬品」を、「医薬品」に、「の書換交付手数料」を、「又は高度管理医療機器若しくは特定保守管理医療機器の販売業若しくは賃貸

業の許可証の書換え交付手数料」に改め、同表第六十五号中「又は医薬品」を、「医薬品」に改め、「販売先等変更許可証」の下に「又は高度管理医療機器若しくは特定保守管理医療機器の販売業若しくは賃貸業の許可証」を加え、同表中第六十六号から第六十九号の二までを削り、第七十号を第六十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十七 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可更新申請手数料

別表第二の二第七十号の二を第六十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十九 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可更新申請手数料

七十 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可申請手数料

別表第二の二第七十号の三を第七十号の二とし、同号の次に次の一号を加える。

七十の三 医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造販売承認事項の一部変更承認申請手数料

別表第二の二第七十号の四の次に次の七号を加える。

七十の五 医療機器修理業許可申請手数料

七十の六 医療機器修理業許可更新申請手数料

七十の七 医療機器修理業の修理区分の変更又は追加の許可申請手数料

七十の八 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業許可証の書換え交付手数料

七十の九 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業許可証の再交付手数料

七十の十 医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造業許可証又は医療機器修理業許可証の書換え交付手数料

七十の十一 医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造業許可証又は医療機器修理業許可証の再交付手数料

別表第二の二第九十一号及び第九十二号を次のように改める。

百九十一及び百九十二 削除

別表第二の二第九十九号を次のように改める。

百九十九 削除

別表第二の二第二百五十四号の次に次の一号を加える。

第二百五十四の二 屋外広告業登録手数料

別表第二の二第二百七十四号の次に次の一号を加える。

二百七十四の二 駐車監視員講習等手数料

別表第十船舶の項中「推進するもの」の下に「。ただし、総トン数二十トン以上の

ものに限る」を加え、「杭打船等」を「杭打船等」に改める。

様式第八十九号中「登記簿抄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第九十一号中「登記簿抄本」を「登記事項証明書」に「添付すること」を「添付してください」に改める。

様式第九十九号中「住所商号」を「住所、商号」に、「氏名」を「及び氏名」に、「法人」を「法人」に、「登記簿抄本」を「登記事項証明書」に改め、「住民票」の次に「の写し」を加え、「添えること」を「添えてください」に、「関係を記載すること」を「関係等を記載してください」に改める。

様式第九十一号中「、解散」を「又は解散」に、「登記簿抄本を添えること」を「登記事項証明書を添えてください」に、「証明書類を添えること」を「証明書類を添えてください」に改める。

様式第二百六十九号の二中「寄付申込書」を「寄附申込書」に、「寄付したい」を「寄附したい」に、「申込みます」を「申し込めます」に、「寄付しよう」を「寄附しよう」に、「寄付物件」を「寄附物件」に、「寄付財産」を「寄附財産」に、「寄附条件」を「寄附条件」に、「登記簿原本の写し」を「登記事項証明書」に改める。

様式第二百七十号の二中「印」を「印」に、「図面」を「及び図面」に、「登記簿原本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第二百七十号の三及び様式第二百七十号の五中「印」を「印」に、「引継ぎし書」を「引き継ぎ書」に、「財産台帳副本」を「公有財産台帳副本」に、「登記簿原本」を「登記事項証明書の写し」に改める。

様式第二百七十一号の二を次のように改める。

様式第271号の2 行政財産使用許可書(第329条の2)

A4判

行政財産使用許可書

指令記号及び番号
年 月 日申請者 住 所
氏 名

秋田県知事(地方公所の長)

印

年 月 日付けで申請のあつた行政財産の使用については、次のとおり許可します。

1 許可する財産の明細

- (1) 所 在 地
- (2) 名 称
- (3) 構造、数量等

2 許可する使用目的

3 許可する使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 使用料

(1) 使用料の額は、 円とします。

ただし、使用料の額が改正された場合は、改正後の額とします。

(2) 使用料は、納入通知書に定める期限までに納付しなければなりません。

5 諸設備経費の負担

電気料、電話料等の諸設備経費は、使用者の負担とし、この場合の負担額は、別に指示します。

6 使用上の制限

- (1) 使用者は、常に善良なる管理者の注意をもつて管理しなければなりません。
- (2) 許可した使用目的以外に使用し、又は転貸してはなりません。
- (3) 許可財産を滅失し、き損し、又は原形を変更してはなりません。

7 実地調査等

知事(地方公所の長)が許可財産の保全上必要な措置を命じたときは、これに従い、知事(地方公所の長)が指定する職員の立入調査等を拒んではなりません。

8 使用許可の取消し等

次のいずれかに該当するときは、この許可を取り消し、又は変更することがあります。

- (1) 許可財産を公用又は公共用に供するため必要なとき。
- (2) 許可条件に違反した行為があると認められるとき。

9 許可取消し等による損失の取扱い

前号の許可の取消し等により使用者に損失が生じても、県はその損失を補償しません。

10 原状回復

許可財産を使用する必要がなくなつたとき、使用期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、遅滞なく原状に復し、知事(地方公所の長)の指定する職員の検査を受け、指定する期日までに返還しなければなりません。ただし、知事(地方公所の長)が特に認めたときは、原状に復することを要しません。

11 損害賠償

許可条件に違反したとき又は許可財産の管理が良好でないと認められるときは、原状回復又は損害賠償を命ずることがあります。

12 有益費等の請求権

許可財産について支出した有益費その他の費用については、県に請求することができません。

13 使用料の不還付

既に徴収した使用料は、第8号1により許可を取り消したとき又は天災地変その他使用者の責めに帰すことのできない事由で使用できなくなつたと認められるときを除き、還付しません。

14 疑義の決定

許可条件に関し疑義のあるときその他許可財産の使用について疑義を生じたときは、知事(地方公所の長)が決定します。

15 処分についての不服申立て等

- (1) この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、秋田県知事に対して異議申立て(審査請求)をすることができます。
- (2) この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であつても、処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- (3) この処分について1の異議申立て(審査請求)をした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定(審査請求に対する判決)があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であつても、決定(判決)の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第三四十七号の「(4) 住民票謄本(法人の場合は登記簿抄本及び定款等)」
 「(4) 住民票の抄本(法人にあつては、登記事項証明書及び定款等)」及び「(5) 本籍地の市町村長が発行する身分証明書」
 「(6) 」、「(7) 」及び「(8) 」
 様式第三四十七号の「譲渡」及び「(4) 住民票謄本(法人の場合は、登記簿抄本及び定款等)」及び「(5) 本籍地の市町村長が発行する身分証明書」

「(4) 住民票の抄本(法人にあつては、登記事項証明書及び定款等)」及び「(5) 本籍地の市町村長が発行する身分証明書」
 「(4) 住民票の抄本(法人にあつては、登記事項証明書及び定款等)」及び「(5) 本籍地の市町村長が発行する身分証明書」

「(4) 住民票の抄本(法人にあつては、登記事項証明書及び定款等)」及び「(5) 本籍地の市町村長が発行する身分証明書」
 「(4) 住民票の抄本(法人にあつては、登記事項証明書及び定款等)」及び「(5) 本籍地の市町村長が発行する身分証明書」

「(4) 住民票の抄本(法人にあつては、登記事項証明書及び定款等)」及び「(5) 本籍地の市町村長が発行する身分証明書」
 「(4) 住民票の抄本(法人にあつては、登記事項証明書及び定款等)」及び「(5) 本籍地の市町村長が発行する身分証明書」

附 則
 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表第二の二第二四五十四号の次に一号を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。
 2 この規則による改正前の秋田県財務規則に定める様式により作成された用紙は、消分の間、所要の調整をこつて使用するこつて可とする。

訓 令

秋田県訓令第八号
 許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成十七年三月三十一日
 秋田県知事職務代理者
 秋田県副知事 西村 哲 男

許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令
 許認可等事務処理日数設定規程(昭和四十年秋田県訓令第三号)の一部を次のように改正する。
 別表各部署各課破産法の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|---------------------|------------------------------------|-----|----|--|--|--|
| 民事再生法(平成11年法律第225号) | 再生計画案が可決された場合の公益法人の継続の認可(第173条第1項) | 名 課 | 20 | | | |
| 破産法(平成16年法律第75号) | 破産者が法人である場合の公益法人の継続の認可(第219条第1項) | 名 課 | 20 | | | |

別表各部署各課の項に次のように加える。

別表総務部総務課行政書士法施行細則の項中「第2条」を「第1条」に改め、同部
 税務課地方税法の項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下

げ、第二号の次に次の一号を加える。

| | | | | | | | |
|---|-------|---|--|--|--|--|--|
| 3 第72条の38の2の施行に関する事務 | | | | | | | |
| (1) 法人の事業税の徴収猶予(第1項、第6項) | 地域振興局 | 7 | | | | | |
| (2) 法人の事業税の徴収猶予の期間の延長(第5項(第7項において準用する場合を含む。)) | 地域振興局 | 7 | | | | | |

別表総務部税務課地方税法の項の次に次のように加える。

| | | | | | | | |
|--------------------|---------------------------------|-------|---|--|--|--|--|
| 税理士法(昭和26年法律第237号) | 地方消費税に係る臨時の税務書類の作成等の許可(第50条第1項) | 税 務 課 | 7 | | | | |
|--------------------|---------------------------------|-------|---|--|--|--|--|

別表企画振興部市町村課公有地の拡大の推進に関する法律の項の次に次のように加える。

| | | | | | | | |
|-------------------------------|-------------------------|---------|---|--|--|--|--|
| 市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号) | 合併特例区の規約の変更の認可(第32条第4項) | 市 町 村 課 | 7 | | | | |
|-------------------------------|-------------------------|---------|---|--|--|--|--|

別表健康福祉部福祉政策課行旅病人および行旅死亡人取扱規則の項の次に次のように加える。

| | | | | | | | |
|---------------------------------|------------------------|-------|----|--|--|--|--|
| 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和38年法律第61号) | 特別給付金を受ける権利の裁定(第3条第6項) | 福祉政策課 | 14 | | | | |
|---------------------------------|------------------------|-------|----|--|--|--|--|

別表健康福祉部福祉政策課戦傷病者特別援護法の項第一号中「3」を「7」に改め、同項第七号中「2」を「7」に改め、同課戦傷病者特別援護法施行

令の項中「3」を「7」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | | | |
|-----|------------------|--------------|---------|-----|---|--|--|
| 3 | 第12条の施行に関する事務 | | | | | | |
| (1) | 製造販売業の許可(第1項) | 保健所 医務薬事課 | 7 60 | 保健所 | 3 | | |
| (2) | 製造販売業の許可の更新(第2項) | 保健所 医務薬事課 | 7 60 | 保健所 | 3 | | |

別表健康福祉部医務薬事課業務法の項第五号を次のように改める。

| | | | | | | | |
|-----|------------------------------|--------------|---------|-----|---|--|--|
| 5 | 第14条の施行に関する事務 | | | | | | |
| (1) | 製造販売の承認(第1項) | 保健所 医務薬事課 | 7 60 | 保健所 | 3 | | |
| (2) | 製造所における製造管理又は品質管理の方法の調査(第6項) | 保健所 医務薬事課 | 7 60 | 保健所 | 3 | | |
| (3) | 承認事項の一部変更の承認(第9項) | 保健所 医務薬事課 | 7 60 | 保健所 | 3 | | |

別表健康福祉部医務薬事課業務法の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同項中第九号を第八号とし、「医務薬事課」を「保健所」と改め、同項を第七号とし、同項中第九号を第八号とし、第十号を第六号とし、同項第十一号中「医務薬事課」を「保健所」と改め、同項第十一号を同項第十一号とし、同項の次に次の三号を加える。

| | | | | | | | |
|-----|-------------------------------|-----|---|--|--|--|--|
| 12 | 第39条の施行に関する事務 | | | | | | |
| (1) | 高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可(第1項) | 保健所 | 7 | | | | |
| (2) | 高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の更新(第4項) | 保健所 | 7 | | | | |

| | | | | | | | |
|---------------------------------|-------------------------|-----|----|--|--|--|--|
| 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号） | | | | | | | |
| 1 | 第42条の施行に関する事務 | | | | | | |
| | (1) 引取業者の登録（第1項） | 保健所 | 10 | | | | |
| | (2) 引取業者の登録の更新（第2項） | 保健所 | 10 | | | | |
| 2 | 第53条の施行に関する事務 | | | | | | |
| | (1) フロン類回収業者の登録（第1項） | 保健所 | 10 | | | | |
| | (2) フロン類回収業者の登録の更新（第2項） | 保健所 | 10 | | | | |
| 3 | 第60条の施行に関する事務 | | | | | | |
| | (1) 解体業の許可（第1項） | 保健所 | 20 | | | | |
| | (2) 解体業の許可の更新（第2項） | 保健所 | 15 | | | | |
| 4 | 第67条の施行に関する事務 | | | | | | |
| | (1) 破砕業の許可（第1項） | 保健所 | 20 | | | | |
| | (2) 破砕業の許可の更新（第2項） | 保健所 | 15 | | | | |
| 5 | 破砕業の変更の許可（第70条第1項） | 保健所 | 20 | | | | |

別表生活環境文化部環境整備課秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の項 第一号(一)の次に次のように加える。

| | | | | | | |
|--------------------------|-----|----|--|--|--|--|
| (2) 浄化槽保守点検業者の更新の登録（第3項） | 保健所 | 10 | | | | |
|--------------------------|-----|----|--|--|--|--|

別表農林水産部農林政策課森林法の項第一号中「承認」を「同意」と改め、同項第五号及び第六号を削り、同部農畜産振興課家畜改良増殖法の項の次に次のように訂正し、「第11条第5項」を「第11条第4項」と改め、「並びに第18条第2項、第18条の3第3項及び第18条の4第5項の規定により読み替えて適用される場合」を添う。

| | | | | | | | |
|--------------------------|---------------------|--------|---|---------|---|--|--|
| 家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号） | 1 種畜証明書の書換え交付（第5条） | 農畜産振興課 | 5 | 家畜保健衛生所 | 5 | | |
| | 2 種畜証明書の再交付（第6条第1項） | 農畜産振興課 | 5 | 家畜保健衛生所 | 5 | | |

別表農林水産部農畜産振興課家畜改良増殖法施行規則の項を次のように改め。

| | | | | | | | |
|----------------------------|------------------------|--------|----|--|--|--|--|
| 家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号） | 修業試験の合格証明書の交付（第25条第1項） | 農畜産振興課 | 30 | | | | |
|----------------------------|------------------------|--------|----|--|--|--|--|

別表農林水産部農畜産振興課薬事法の項を次のように改め。

| | | | | | | | |
|-----|-----------------------------------|---------|----|--|--|--|--|
| 薬事法 | 1 第24条の施行に関する事務 | | | | | | |
| | (1) 動物用医薬品販売業の許可（第1項） | 家畜保健衛生所 | 15 | | | | |
| | (2) 動物用医薬品販売業の許可の更新（第2項） | 家畜保健衛生所 | 15 | | | | |
| | 2 第39条の施行に関する事務 | | | | | | |
| | (1) 動物用高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可（第1項） | 家畜保健衛生所 | 30 | | | | |

| | | | | | | |
|--|---|---------|----|--|--|--|
| | (2) 動物用高度管理医療機器等の販売業 又は賃貸業の許可の更新(第41項) | 家畜保健衛生所 | 15 | | | |
|--|---|---------|----|--|--|--|

別表農林水産部農畜産振興課薬事法の項の次に次のように加える。

| | | | | | | |
|--------|---|---------|----|--|--|--|
| 薬事法施行令 | 1 動物用医薬品販売業又は動物用高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の書換え交付(第45条第1項) | 家畜保健衛生所 | 15 | | | |
| | 2 動物用医薬品販売業又は動物用高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の再交付(第46条第1項) | 家畜保健衛生所 | 15 | | | |

別表農林水産部農畜産振興課動物用医薬品等取締規則の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|-------------------------------|--------------------------------------|---------|----|--|--|--|
| 動物用医薬品等取締規則(平成16年農林水産省令第107号) | 配置販売業又は特例販売業の販売指定品目の変更又は追加の指定(第112条) | 家畜保健衛生所 | 15 | | | |
|-------------------------------|--------------------------------------|---------|----|--|--|--|

別表農林水産部農畜産振興課秋田県みつばち転飼調整条例の項を削り、回部農地整備課土地改良法の項第十九号及び第二十号中の「の認可」を「に係る同意」に改め、回部秋田又千振農課林業改良指導員資格試験条例の項を削り、回部森林整備課森林法の項第二号中の「第25条第1項第4号から第11号まで」を「第25条の2第1項、第2項、第3号、回部第三号中の「第26条第1項、第2項」を「第26条の2第1項、第2項」に改め、回部第四号中の「立木」を「立竹」に改め、回部森林整備課森林法第25条第1項第4号中の「立木」を「立竹」に改め、回部森林整備課森林法第25条第1項第4号中の「基準税額」を「従業員の人数」に改め、回部第一

業振興課中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の項及び中小企業経営支援交際の項中の「企業支援センター」を「商工業振興課」に改め、回表建設交通課臨時市道課課税特別措置法の項中の「第62条の3第4項第13号入」を「第62条の3第4項第14号入」に改め、回部秋田県国外広告物条例の項第二号中の「第6条第4項、第5項、第6項」を「第6条第5項、第6項、第7項」に改め、回部衛生課保健衛生課の項

| | | | | | | |
|--------------------|-----------------------------|-------|---|--|--|--|
| 都市緑地法(昭和48年法律第72号) | 特別緑地保全地区内における行為の許可(第14条第1項) | 地域振興局 | 7 | | | |
|--------------------|-----------------------------|-------|---|--|--|--|

別表建設交通部都市計画課都市公園法の項第一号中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改め、同部建築住宅課建築基準法の項第一号中「25」を「55」に改め、同項中第一号及び第三号を削り、第四号を第一号とし、第五号から第三十号并びを「同項」に繰り上げ、同項第三十一号(1)中「承認」を「指定」に改め、同項(2)及び(3)中「7」を「15」に改め、同項を同項第二十九号とし、同項第三十二号(2)中「7」を「15」に改め、同項を同項第三十号とし、同項第三十三号(1)中「7」を「15」に改め、同項を同項第三十一号とし、同項第三十四号中「7」を「15」に改め、同項を同項第三十一号とし、同項第三十五号中「7」を「15」に改め、同項を同項第三十三号とし、同項租税特別措置法の項中「第62条の3第4項第14号」を「第62条の3第4項第15号」に改め、同課秋田県営住宅条例の項中「大田町」を「瀬上市」に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県訓令第九号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

秋田県公印取扱規程及び秋田県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

秋田県公印取扱規程及び秋田県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

(秋田県公印取扱規程の一部改正)

第一条 秋田県公印取扱規程(昭和五十六年秋田県訓令第四号)の一部を次のように改正する。

別表第二の備考三中「第十五条の四第三項」の下に「及び第五項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

(秋田県行政文書管理規程の一部改正)

第二条 秋田県行政文書管理規程(平成九年秋田県訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

| | |
|-------------|---|
| 地域振興部の事務所の長 | 地域振興局長の権限に属する事務に関する文書で次に掲げるもの (1) 会議、研修会又は講習会に関する通知文書等で特に軽易なもの (2) 本庁の課長、室長、センター長又はチームリーダーに発する文書で特に軽易なもの (3) その他1及び2に掲げる文書に準ずる文書 |
|-------------|---|

別表第一の備考3中「同条第3項」を「同条第5項」に改め、同表の備考2次のように加える。

4 この表において「地域振興部の部の事務所の長」とは、組織規則第15条の4第3項に規定する事務所の長をいう。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県訓令第十号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十七年三月三十一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田県事務決裁規程(昭和五十一年秋田県訓令第七号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表地方機関の項第三号中

| | | |
|--|---------------------------|------------------|
| 総務企画部長、 県税部長、 農林 部長又は建設部 長 | 当該事務を主管 する課長又は出 納室長 | 別 項 当 す |
|--|---------------------------|------------------|

| | | |
|---|---------|------|
| 掌 | （め局てい長掌 | 掌、事め |
| | | |

表第四に定め
事項以外の事
にあつては、
該事務を所掌
する班の班長

に、

| | |
|---|-------------------|
| 当該事務を主管 する事務所の長 | |
| 当該事務を所掌 する班の班長 (班を置かない 場合にあつて は、地域振興局 長があらかじめ 指定する職員) | 当該事務を所掌 する出張所長 |
| | |
| | |

を

| | |
|---|---|
| 総務企画部長、 県税部長、農林 部長又は建設部 長 | |
| 当該事務を主管 する課長又は出 納室長 | 八郎潟基幹施設 管理事務所長又 はダム管理事務 所長 |
| 別表第四に定 める事項以外の 項にあつては 当該事務を所 する班の班長 | 当該事務を所 する班の班 (班を置かな い場合にあつ ては、地域振興 局長があらかじ 指定する職員 |
| | 当該事務を所 する出張所長 |

を

| | |
|--|---|
| 総務企画部 長、県税部 長、農林部 長及び建設 部長 | |
| 当該事務を主管 する課長又は出 納室長 | 八郎潟基幹施設 管理事務所長又 はダム管理事務 所長 |
| 当該事務を所掌 する班の班長 | 当該事務を所掌 する班の班長 (班を置かない 場合にあつて は、総務企画部 長、県税部長、 農林部長又は建 設部長があらか じめ指定する職 員) |
| | |
| | |

を

| | |
|--|--|
| 総務企画部 長、県税部 長、農林部 長及び建設 部長 | |
| 当該事務を主管 する課長又は出 納室長 | |
| 当該事務を所掌 する班の班長 | |
| | |
| | |

| |
|--------------------------------------|
| 大館地区総合事 務所長又は仙北 平野農村整備事 務所長 |
| 当該事務を所掌 する班の班長 |
| |
| |

に、

